



# 鳥取県公報

平成 29 年 5 月 17 日 (水)  
号外第 48 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (385) (観光戦略課) . . . . . 2

**鳥取県告示第385号**

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
平成29年度鳥取県海外向けHP及びSNS情報発信業務プロポーザル審査会	平成29年度鳥取県海外向けHP及びSNS情報発信業務に係る受託者の選定に関する事項	平成29年5月17日から同月26日まで	観光戦略課